

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)	施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)	施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十九条第一項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適當でないと思られる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行なう集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「移転促進区域」とは、前条に規定する災害が発生した地域又は同条に規定する災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適當であると認められる区域をいう。</p> <p>2 この法律において「集団移転促進事業」とは、この法律によつて地方公共団体が住宅の用に供する政令で定める規模以上の一団の土地（以下「住宅団地」という。）を整備して移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するために行なう事業をいう。</p> <p>(集団移転促進事業計画の策定等)</p> <p>第三条 市町村は、集団移転促進事業を実施しようとするときは、集団移転促進事業の実施に関する計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 集団移転促進事業計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 移転促進区域 二 移転促進区域内にある住居の数及び移転しようとする住居の数並びに住居を移転しようとする住民（以下「移転者」という。）の数及び当該移転者の属する世帯の数 三 住宅団地の整備又は住宅団地における住宅の整備に関する事項 四 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事項 五 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の公共施設の整備に関する事項 	<div data-bbox="579 331 1469 539" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号） (災害危険区域)</p> <p>第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。</p> <p>2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。</p> </div> <p>(法第二条第二項の住宅団地の規模)</p> <p>第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める規模は、法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める移転しようとする住居の数に応じ十戸を下らない範囲内で国土交通省令で定める戸数の住宅を集団的に建設することができる規模とする。</p>	<p>(住宅団地の規模)</p> <p>第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、十戸とする。ただし、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が二十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。</p> <p>(集団移転促進事業計画の協議の申出)</p> <p>第二条 法第三条第一項の規定による集団移転促進事業計画の協議の申出は、集団移転促進事業計画協議申出書（別記第一号様式）により行なうものとする。</p>

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)	施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)	施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)
<p>六 移転促進区域内における農地、宅地その他の土地（以下「農地等」という。）の買取り及び植林その他農地等の利用に関する事項</p> <p>七 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制に関する事項</p> <p>八 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備その他移転者の生活確保に関する事項</p> <p>九 移転者の住居の移転に対する補助に関する事項</p> <p>十 集団移転促進事業の実施に必要な経費及びその資金計画</p> <p>3 前項の場合において、同項各号に掲げる事項のうち、第六条第二項の規定により都道府県が実施する事業に係るものがあるときは、その旨を明らかになししなければならない。</p> <p>4 市町村は、第一項後段の協議をしようとするときは、都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる。</p> <p>5 国土交通大臣は、集団移転促進事業計画に同意しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。</p> <p>6 第一項、第四項及び前項の規定は、集団移転促進事業計画の変更について準用する。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>7 市町村は、前項ただし書の軽微な変更については、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(集団移転促進事業計画の変更の協議の申出)</p> <p>第三条 法第三条第六項において準用する同条第一項の規定による集団移転促進事業計画の変更の協議の申出は、集団移転促進事業計画変更協議申出書（別記第二号様式）により行なうものとする。</p> <p>(集団移転促進事業計画の軽微な変更)</p> <p>第四条 法第三条第六項に規定する集団移転促進事業計画の変更で国土交通省令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第二項に規定する住宅団地（以下「住宅団地」という。）内の住宅又は法第三条第二項第五号に規定する公共施設の配置の変更</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣の指定する事項</p> <p>(集団移転促進事業計画の軽微な変更に係る届出)</p> <p>第五条 法第三条第七項の規定による集団移転促進事業計画の軽微な変更に係る届出は、集団移転促進事業計画変更届出書（別記第三号様式）により行なうものとする。</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）</p> <p>第二条 地方公共団体は、法人とする。</p> <p>9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。</p> <p>一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）</p>

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

<p>法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)</p>	<p>施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)</p>	<p>施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)</p>
<p>(市町村の配慮) 第四条 市町村は、集団移転促進事業計画の策定に当たっては、移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなるように配慮しなければならない。</p> <p>(他の計画との関係) 第五条 集団移転促進事業計画は、他の法令の規定に基づく防災又は地域振興に関する計画と調和が保たれるように定められなければならない。</p> <p>(集団移転促進事業の実施) 第六条 集団移転促進事業は、次項に規定する場合を除き、市町村が実施するものとする。 2 集団移転促進事業のうち、その事業の規模が著しく大であることその他の事由により市町村が実施することが困難な事業については、当該市町村の申出により、都道府県が実施することができる。</p> <p>(国の補助) 第七条 国は、集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県に対し、次の各号に掲げる経費について、政令で定めるところにより、それぞれ四分の三を下らない割合によりその一部を補助するものとする。 一 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。） 二 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費 三 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の政令で定める公共施設の整備に要する経費</p>	<p>(国の補助) 第二条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県に対し、当該集団移転促進事業に要する法第七条各号に掲げる経費について、それぞれその四分の三を補助するものとする。この場合において、当該経費の範囲及びその算定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>(法第七条第三号の公共施設) 第三条 法第七条第三号に規定する政令で定める公共施設は、法第二条第二項に規定する住宅団地（以下「住宅団地」という。）に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が同条第一項に規定する移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものとする。</p>	<p>(法第七条各号に掲げる経費) 第六条 法第七条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一 法第七条第一号に掲げる経費 適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用と当該用地の造成に要する工事費との合算額で国土交通大臣が定めるところにより算定した額 二 法第七条第二号に掲げる経費 法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が八パーセントをこえる場合にあつては、年利率八パーセントとして算定した額とし、その額が国土交通大臣の定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額とする。）を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額 三 法第七条第三号に掲げる経費 同号に掲げる次の公共施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費</p>

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

<p>法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)</p>	<p>施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)</p>	<p>施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)</p>
<p>四 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費</p> <p>五 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費</p> <p>六 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費</p> <p>(地方債)</p> <p>第八条 集団移転促進事業につき市町村又は都道府県が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。</p>	<p>道路法（昭和二十七年法律第八十号） (用語の定義) 第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に付属して設けられているものを含むものとする。 (道路の種類) 第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道</p> <p>水道法（昭和三十二年法律第七十七号） (用語の定義) 第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(法第七条第五号の施設の整備) 第四条 法第七条第五号に規定する政令で定めるものは、住宅団地内における共同作業所、共同加工所又は共同倉庫の設置とする。</p> <p>地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第九号） (地方債の制限) 第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」</p>	<p>ア 住宅団地内の道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路を除く。以下同じ。）及び当該住宅団地に取り付く道路</p> <p>イ 住宅団地に係る飲用水供給施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第九項に規定する給水装置を除く。）</p> <p>ウ 住宅団地内の集会施設</p> <p>エ 住宅団地内の広場</p> <p>オ 住宅団地に係る排水路 排水管及び集水槽</p> <p>カ アからオまでに掲げる施設以外の公共施設であつて特に必要と認められるもの</p> <p>四 法第七条第四号に掲げる経費 法第二条第一項に規定する移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り（当該移転促進区域内に所在する全ての住宅の用に供されている土地を買取る場合に限る。）に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額</p> <p>五 法第七条第五号に掲げる経費 同号に掲げる施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費</p> <p>六 法第七条第六号に掲げる経費 同号に規定する補助に要する経費として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が国土交通大臣が定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額）の合算額</p>

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

法律条文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)	施行令条文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第百三十二号)	施行規則条文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)										
<p>2 集団移転促進事業につき市町村又は都道府県が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。</p> <p>(援助)</p> <p>第九条 国及び都道府県は、集団移転促進事業計画の策定及び集団移転促進事業の実施のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。</p> <p>2 国、都道府県及び市町村は、移転者に対し、資金の融通のあつせん、職業紹介、職業訓練その他移転者の生活確保に必要な援助を行なうように努めるものとする。</p> <p>(国の普通財産の譲与等)</p> <p>第十条 国は、市町村又は都道府県に対し、集団移転促進事業の円滑な実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、その事業の用に必要な普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>という。)に要する経費の財源とする場合</p> <p>二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）</p> <p>三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合</p> <p>四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合</p> <p>五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合</p> <p>(国の普通財産の譲与等)</p> <p>第五条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県において普通財産を次の表の上欄に掲げる施設で当該計画に係るものの用に供する場合には、当該市町村又は都道府県に対して、同表の区分に応じ、当該普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、市町村又は都道府県における当該施設の運用が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これらを行なうことができない。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">普通財産の譲渡又は貸付けの方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅団地に係る第三条に規定する道路（道路に附属して設置される排水路を含む。以下同じ。）</td> <td>譲与又は無償貸付け</td> </tr> <tr> <td>住宅団地に係る第三条に規定する飲料水供給施設、集会施設、広場及び排水施設（道路に附属して設置される排水路を除く。）</td> <td>無償貸付け</td> </tr> <tr> <td>住宅団地において法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に賃貸する目的で経営する住宅施設</td> <td>時価からその七割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け</td> </tr> <tr> <td>住宅団地において移転者が建設する住宅（当該市町村又は都道府県が移転者に譲渡する目的で建設する住宅を含む。）の用地で移転者に貸し付けるもの</td> <td>時価からその五割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け</td> </tr> </tbody> </table>	施設	普通財産の譲渡又は貸付けの方法	住宅団地に係る第三条に規定する道路（道路に附属して設置される排水路を含む。以下同じ。）	譲与又は無償貸付け	住宅団地に係る第三条に規定する飲料水供給施設、集会施設、広場及び排水施設（道路に附属して設置される排水路を除く。）	無償貸付け	住宅団地において法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に賃貸する目的で経営する住宅施設	時価からその七割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け	住宅団地において移転者が建設する住宅（当該市町村又は都道府県が移転者に譲渡する目的で建設する住宅を含む。）の用地で移転者に貸し付けるもの	時価からその五割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け
施設	普通財産の譲渡又は貸付けの方法											
住宅団地に係る第三条に規定する道路（道路に附属して設置される排水路を含む。以下同じ。）	譲与又は無償貸付け											
住宅団地に係る第三条に規定する飲料水供給施設、集会施設、広場及び排水施設（道路に附属して設置される排水路を除く。）	無償貸付け											
住宅団地において法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に賃貸する目的で経営する住宅施設	時価からその七割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け											
住宅団地において移転者が建設する住宅（当該市町村又は都道府県が移転者に譲渡する目的で建設する住宅を含む。）の用地で移転者に貸し付けるもの	時価からその五割以内を減額した対価による譲渡又は貸付け											

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律【関係条文】

<p>法 律 条 文 (昭和四十七年十二月八日法律第百三十二号)</p>	<p>施 行 令 条 文 (昭和四十七年十二月二十一日政令第四百三十二号)</p>	<p>施 行 規 則 条 文 (昭和四十七年十二月二十一日自治省令第二十八号)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。 (自治省設置法の一部改正)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内の移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住宅の用に供する一団の土地についての第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「十戸」とあるのは、「五戸」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内の移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住宅の用に供する一団の土地についての第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「十戸」とあるのは「五戸」と、「二十戸」とあるのは「十戸」とする。</p>